

## 子ども・子育て支援新制度関連の条例制定等及び 横浜市保育所条例の一部改正について

### 1 趣旨

平成27年4月から施行の子ども・子育て支援新制度に関連し、横浜市認定こども園の要件を定める条例の制定並びに横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市附属機関設置条例及び横浜市保育所条例の一部改正を行います。

また、民間移管する市立保育所を廃止するため、横浜市保育所条例を一部改正します。

### 2 概要

#### (1) 横浜市認定こども園の要件を定める条例の制定 (市第174号議案)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定事務が、神奈川県から権限移譲されることに伴い、「横浜市認定こども園の要件を定める条例」を制定します。

#### (2) 横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正 (市第182号議案) 及び横浜市附属機関設置条例の一部改正 (市第176号議案)

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく市町村行動計画と一体のものとして、子ども・子育て会議において、策定・評価のための調査審議を行うこと等を所掌事務に追加するため、横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正を行います。

これに合わせ、これまで次世代法に基づく市町村行動計画の調査審議を行ってきた「横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会」を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部改正を行います。

また、児童福祉法等の一部改正に併せて、保育所等の整備費補助対象の審査については、認可の審査と合わせて行うこととし、「横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会」を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部改正を行います。

#### (3) 横浜市保育所条例の一部改正 (市第183号議案)

児童福祉法の改正に伴う市立保育所保育料の徴収根拠の規定の整備を行うため、及び民間移管する市立保育所を廃止するため、横浜市保育所条例の一部改正を行います。

### 3 横浜市認定こども園の要件を定める条例の制定について (市第174号議案)

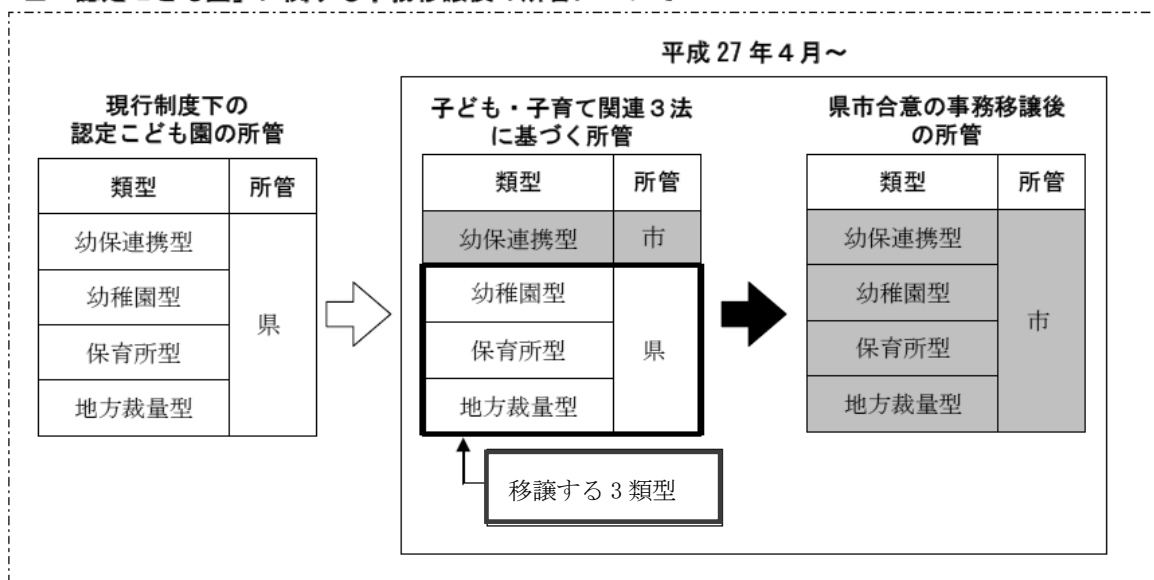
#### (1) 趣旨

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という。)が改正されたことを受け、幼保連携型認定こども園の認可事務が神奈川県から本市に移譲されます。

このことを踏まえ、幼保連携型以外の3類型(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)の認定こども園の認定事務についても、平成26年10月の神奈川県「事務処理の特例に関する条例」の一部改正を受け、本市に移譲されることになりました。

本市で幼保連携型以外の3類型の認定こども園の認定事務を行うにあたり、認定基準を定める必要があるため、横浜市認定こども園の要件を定める条例を制定します。

#### ■「認定こども園」に関する事務移譲後の所管について



#### (2) 基準案策定の考え方

原則として神奈川県条例の基準を尊重しつつ、本市での教育・保育の質を確保する観点から、また、本市のこれまでの取組等と同等の質を確保することを前提として、本市独自の基準を設けることを検討してきました。

また、既存の幼稚園・保育所が円滑に認定こども園に移行できるようにする視点にも配慮しました。

その結果、次の点について独自基準を定めます。

#### 【策定までの経過】

横浜市子ども・子育て会議で、本市基準案について意見を伺ったほか、市民意見募集を実施し、いただいた意見を踏まえ、基準案を策定しました。

### (3) 基準案の内容

ア 乳児室又はほふく室の面積に関する基準について、独自基準を定めます。

本市基準案の内容	県基準の内容
(新設等の場合) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人あたり3.3㎡以上とする。	満2歳未満の子どもの保育を行う場合、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上とする。
(既存保育所が認定を受ける場合) 当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人あたり2.475㎡以上とする。(経過措置)	

(理由)

平成25年4月1日に施行された「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び平成27年4月に施行される「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」における、保育所の乳児室又はほふく室の面積と同様、幼保連携型認定こども園以外の3類型の認定こども園についても「乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人あたり3.3㎡以上」とします。

ただし、新たな基準の適用による定員減少を避けるため、平成25年4月1日前から存する認可保育所が、保育所型認定こども園の認定を受ける場合には、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」と同様、「当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人あたり2.475㎡以上」とします。

イ 保育所型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合の屋外遊戯場の設置に関する基準について、独自基準を定めます。

本市基準案の内容（下線が独自部分）	県基準の内容
（保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合） 屋外遊戯場は、建物等と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、 <u>市長が特に認めたときは</u> 、当該施設付近にある子どもが安全に利用できる等の基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。	（保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合） 屋外遊戯場は、建物等と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、子どもが安全に利用できる等の基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。

※市長が特に認めたとき；専用の屋外遊戯場を基準面積（満2歳以上1人あたり3.3㎡）の1/2以上確保すること。

（理由）

県基準の内容では、県の保育所基準と同様となっており、近隣に公園等屋外遊戯場に代わる場所がある場合は、専用の屋外遊戯場がなくても認定こども園として認定することができます。

一方、本市保育所基準では、近隣に公園等屋外遊戯場に代わる場所がある場合でも、専用の屋外遊戯場として基準面積の1/2の確保を求め、さらに最寄駅から概ね300m以内に設置される場合の特例として、専用の屋外遊戯場をプール遊び場程度（おおむね30㎡）で認めています。

認定こども園は、より質の高い教育・保育を提供していく必要があり、本市の認定こども園の認定基準では、本市保育所基準のうち、特例を除いた、基準面積の1/2を専用の屋外遊戯場として確保することを求めます。

## （5） 施行期日

神奈川県から権限移譲を受ける日（平成27年4月2日予定）

（理由）

平成27年4月1日の認定事務については、従来通り神奈川県で行うため。

## （6） 基準案に関する市民意見募集の結果

ア 募集期間

平成26年11月7日（金）～平成26年11月26日（水）

イ 意見数

のべ36件

ウ 主な意見

- ・乳児室面積をより広くするなど本市基準案に賛同
- ・乳児室面積を広くすることで入所できなくなる子が出てくる。待機児童対策に反する。
- ・園庭確保は重要な課題。
- ・認定基準が現状の横浜市の認可保育所基準でなければ、移行したくても難しい。

4 横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正 (市第182号議案)  
及び横浜市附属機関設置条例の一部改正について (市第176号議案)

(1) 次世代法に基づく市町村行動計画に関する所掌事務の追加等

次世代法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画の策定及び当該計画に係る評価についての調査審議については、これまで横浜市附属機関設置条例に基づき設置している「横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会」において行ってきました。

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である「横浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」は、次世代法に基づく本市の市町村行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（平成22年度～26年度）」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づく計画として位置付けています。

このことから、今後は、「横浜市子ども・子育て会議」において、次世代法に基づく市町村行動計画について、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定・評価のための調査審議を行うとともに、その他子ども等に係る施策に関して調査審議することとするため、横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正を行い、子ども・子育て会議の所掌事務を追加します。

また、これに伴い、これまで次世代法に基づく市町村行動計画の調査審議を行ってきた「横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会」を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部改正を行います。

(2) 横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会の廃止

子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉法の一部改正に伴い保育所等の新設に当たっては「横浜市児童福祉審議会」に意見を、認定こども園法の一部改正に伴い幼保連携型認定こども園の新設等に当たっては「横浜市子ども・子育て会議」の意見を聴くこととなります。

これに併せて「横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会」に付議していた案件を整理し、保育所の整備費補助対象の審査等については「横浜市児童福祉審議会」に、幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査等については「横浜市子ども・子育て会議」に付議することとし、「横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会」を廃止します。

《附属機関別の今後新たに所掌する事務》

附属機関	所掌事務（審査会廃止に関連性のあるもの）
横浜市児童福祉審議会 （児童福祉に関する調査審議）	保育所の認可 ☆保育所の整備費補助対象の審査 小規模保育事業等の認可 ☆小規模保育事業所の整備費補助対象の審査 ☆その他の児童福祉施設の整備費補助等対象の審査
横浜市子ども・子育て会議 （子ども施策に関する調査審議）	幼保連携型認定こども園の認可 ☆幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査 ☆幼稚園預かり保育事業の認定先の審査

（☆が横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会で所掌していた事務）

(3) 施行期日

子ども・子育て支援法施行の日（平成27年4月1日）

## 5 横浜市保育所条例の一部改正について（市第183号議案）

### (1) 市立保育所保育料の徴収根拠の規定の整備

#### ア 趣旨

これまで保育所保育料の徴収根拠は児童福祉法に規定されていましたが、子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉法の一部改正に伴い、徴収根拠が削除されました。

このため市立保育所の保育料について、公の施設の使用料として横浜市保育所条例に徴収根拠を規定します。

なお、民間保育所の保育料の徴収根拠につきましては、子ども・子育て支援法の附則に規定されています。

#### 【保育料の徴収根拠】

種別		現行の根拠	新制度での根拠
保育所	市立	児童福祉法 第56条第3項	【条例改正】 横浜市保育所条例
	民間		子ども・子育て支援法 附則第6条第4項

#### イ 主な改正内容

使用料（第9条）について、市立保育所の利用者は保育料を納付しなければならないことを追加

#### ウ 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）

### (2) 民間移管する市立保育所の廃止

#### ア 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成28年4月1日に、市立保育所2園を民間移管することに伴い、当該保育所を廃止します。

#### 【民間移管する2園】

- ・横浜市保土ヶ谷保育園（保土ヶ谷区）
- ・横浜市箕輪保育園（港北区）



## イ 市立保育所の民間移管

### (ア) 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 有償譲渡

移管先 認可保育所を運営している社会福祉法人

### (イ) 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「土曜日の給食の提供」「保育時間の延長」「一時保育」を行います。

※ 保土ヶ谷保育園では、既に土曜給食の提供及び平日19時までの保育時間の延長を実施しています。

### (ウ) 保護者への説明

平成25年10月の公表後、当該保育所2園の保護者に対して説明会や法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会などを実施しました。

### (エ) 法人選考

平成26年6月に移管先法人を募集し、応募のあった8法人について学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育園の現地調査、施設長予定者等の面接等を通じて選考を行いました。

- ・横浜市保土ヶ谷保育園（保土ヶ谷区） 「社会福祉法人 尚徳福祉会」
- ・横浜市箕輪保育園（港北区） 「社会福祉法人 春献美会」

### (オ) 今後の予定

平成27年4月～平成28年3月 引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施

平成28年4月 移管先法人による運営開始

## ウ 改正項目

保育所の名称及び位置について、民間移管する横浜市保土ヶ谷保育園及び横浜市箕輪保育園を削除します。

## エ 施行期日

平成28年4月1日

## 平成28年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

## ● 保土ヶ谷保育園（保土ヶ谷区）

移管先法人名	社会福祉法人 尚徳福祉会
法人所在地	鳥取県米子市榎原1889—6
法人設立年月日	平成8年8月16日
理事長名	谷本 要
運営する保育園	保育園ベアーズ（鳥取県米子市）、日野保育園（横浜市港南区）、境木保育園（横浜市保土ヶ谷区）、生麦保育園（横浜市鶴見区）、坂戸保育園（川崎市高津区）、末長こぐま保育園（川崎市高津区）、高野台保育園（東京都練馬区）、沼袋西保育園（東京都中野区）

## ● 箕輪保育園（港北区）

移管先法人名	社会福祉法人 春献美会
法人所在地	神奈川県川崎市麻生区はるひ野2-7-1
法人設立年月日	平成19年8月20日
理事長名	山本 一隆
運営する保育園	はるひ野保育園（川崎市麻生区）、くろかわのぞみ保育園（川崎市麻生区）、なかのしまのぞみ保育園（川崎市多摩区）、おおくらやまえきまへのぞみ保育園（横浜市港北区）